

平成29年度第1回利用者懇談会開催結果概要

- 1 日 時 平成29年11月28日(火) 10:00~11:30
- 2 会 場 埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま)
- 3 出席委員 石川委員、遠藤委員、近藤委員、鈴木幸委員、鈴木孝委員、鈴木多委員、近委員、松岡委員、若尾委員
欠席：小林委員、杉山委員
事務局 澁澤所長、瀬山コーディネータ、永田副所長、都留副所長、都築担当部長、小関担当課長
- 4 あいさつ 澁澤埼玉県男女共同参画推進センター所長
- 5 委員長・副委員長選出
委員長 鈴木幸委員
副委員長 松岡委員
- 6 委員自己紹介
- 7 議 事

(1) 平成29年度事業の概要について

平成29年度の事業の概要について、資料に基づき澁澤所長が説明

【質疑・意見】

委員

男女共同参画の研修・学習会で出前セミナーを結構数多くされているということだが、学校の先生向けの出前セミナーはあるのか。

事務局

デートDVについては学校向けでお話させていただくが、生徒が対象であることが多い。教職員向けで依頼を受けたことはあるが必ずしも多くはない。来月、教職員向けに女性の働き方の問題やハラスメントに関わる問題について話をしに行くが、そういうものはまれである。

委員

まれということはニーズが少ないということか。

事務局

出前セミナーの情報がどう伝わっているかということに関わりがあると思う。教育委員会に対する情報発信が、場合によっては関係あるかもしれない。

委員

LGBTやDVの問題が喫緊の課題としてあり、研修を受けたいと思っても教

育委員会でやっている研修にはあまりなかったりする。DVに関しては男女共同参画課から県の教育委員会に研修の情報を流してくれ、市の教育委員会から現場に下りてきて、研修に参加することができた。教育委員会へ発信をし、現場に下ろすようお願いをしていただけると私たちも行きやすい。

情報も現場に下りてくるので、研修を県内でやっているという事を知る機会にもなる。今、情報が全くない状態なので当事者になって困ってから探している状態である。情報発信をお願いしたい。

委員

DV被害者でシェルターを使用する方が非常に少なくなっていて、ステップハウスをもう少し市内に作りたいと動き始めたが、費用の面で苦慮している。

DVの相談窓口が役所になってしまっている現状があって、対応できる職員が非常に少なく、事前に予約をしないと相談を受けてもらえないという現状がある。

駆け込んできたときに、予約をしてからの相談が前提になるので、職員がいないとすぐには対応できない。もう少し民間でも対応できるような体制を作りたいと考えている。県ももう少し柔軟に対応してもらえる部署があればよい。

委員

ほんと越谷は、水曜日と金曜日の夜間の電話相談のみ。土曜日に電話相談と面接相談があるが、面接の場合は電話して予約してからというのが基本である。

委員

どうしても県北が足りない。県全体でもう少し見ていただけたらと思う。

基本的に市内の方は、市に相談は行きづらい。特に県北になればなるほど地域がものすごく密着している。自分が相談したことに後ろめたさを感じてしまう。

委員

プライバシーが守られにくいということか。

委員

わかってしまうこともあるといわれている。市町村同士の連携で何とかうまくやっているところもある。

委員

各市町村というくくりではなく、もう少し広くできたらよいと思う。

事務局

当センターは、基本は電話相談で、相談内容は限っていないのでDVの相談も受けている。月曜日から土曜日まで10時から20時30分まで。インターネット相談は24時間いつでも受け付けている。

当センターの仕事としては市町村への支援というところもある。市町村のDV相談担当者に関連する課に対し、スーパービジョン研修を年間10回予定している。10月末までに5市町村で実施した。市町村の窓口でDVの方が来た時に、庁内の連携を含めどういった対応をしたらいいかといった実際の対応に沿った研修を実施している。

委員

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を持っているということだが、今後、県だからこそできる新しい形の機能を目指すとか、そういうお考えはないのか。

事務局

県では配偶者暴力相談支援センターは2か所あるが、当センターは一時保護機能はない。何をやっているのかというと相談業務と証明書の発行である。暴力があったことを証明することはできないが、こういった暴力を受けているということで相談に来ましたという証明をする。この証明書は、DV被害者が加害者の保険証から抜きたいというような場合に必要になる。証明書を発行する場合には、来所してもらい面接し、いろいろ話を聞き取って、証明書を発行している。証明書の発行件数は、昔は多かったが、配偶者暴力相談支援センターが県内16市にできたので、市でやっていただけることから、昔に比べ件数は減ってきている。

このセンターの場所ではオープンすぎて、今後も一時保護機能はできない。

委員

来所相談の予約の窓口時間が制限が多くて、行きたい時に行けないとかそういう事はあるのか。

委員

DVの被害は夜中が多い。時間がたつとそこで萎えてしまう。市役所に行く勇気がなく、予約を入れてもキャンセルになることもある。民間の組織が、その辺をどう持っていくかということが非常に大きな課題である。

また、シェルターに入ってしまうと、年齢が小さければ大丈夫だが、そうでないと母子が別々になる。少し自分に考える時間が欲しいという考えの方が多く、シェルターよりステップハウスを望む方が多いというのが現状である。

委員

DVの対応ができる方も年数をかけて育てていく必要がある。男女センターも専門家と一緒にやっていかないとなかなか難しい。センターに機能を持ってくれというのは厳しいかもしれない。

委員

女性の相談員が多く、男性のDV被害の相談は女性の相談員に相談しづらいというのがある。

事務局

当センターでは男性の臨床心理士による相談を月に1回やっている。DVに限らず職場での人間関係や親子関係など幅広く受けている。県内でも男性のための電話相談を設けているところはいくつかある。

委員

来所相談の窓口が市役所の中にあるメリットもあると思うが、何か課題はあるのか。市の直営になっているということで有利なところもあると思うが。

事務局

相談というのは行政内部での連携によって支援していくことが重要ということもある。例えば福祉部局との連携など考えたときに、行政が直営でやっているほうが、連携がスムーズに行く。ただ、行政は融通が利かないという問題点もあると思う。

このセンターの役割は、相談に関する支援の地域間格差をなくすということで、それぞれの地域にスーパーバイザーと一緒に出向き底上げを図ったり、それをきっかけに行政の内部での連携会議につながっていくこともある。それでも、民間支援団体の有無で地域に差があるのは現状であると思う。

委員

登録団体は早めに優先予約が取れるということはあるが、こちらのセミナー室が割高なので、利用料という金銭面のところで何かあるとよい。情報収集のために情報ライブラリーが利用できるとか、集まりやすい良い所ではあるので、活動の拠点となれるような支援体制があればいいと感じていたところである。公募型共催事業では講座のバックアップをしてくださっている。集まることで皆さんの意識も高まるので、そういう集まりやすいバックアップがあるとありがたい。

委員

実際、利用率はどのくらいか。

事務局

利用率は、昨年度1年間で77%である。

利用料金は条例で規定されているので、なかなか減免等難しい部分もあり、登録団体への資金面での援助がないのが現状である。

公募型共催事業に応募していただき審査が通った場合には、こちらと共催にな

るのでセミナー室の利用料の支払いは必要ない。広報についても、HPに掲載したりチラシを館内に配架したりするという点で協力させていただいている。

また、3階、4階の交流スペースはどなたでも無料でお使いいただけ、打合せ等話をして大丈夫なスペースとなっている。

委員

一緒に仕事させていただいた中で本当に素晴らしいと感じたことは、担当職員がすごく丁寧に受講生をサポートしてくださること。職員がいて、そこでNPOが活動できることはNPOの自主的な活動の支援になっている。こちらの委託事業で新しい方や団体と出会えるというのもすごくいいと思う。

団体自体を立ち上げるきっかけづくりみたいな事業は、女性リーダー養成講座なのか。種をまくような事業があるのかをお聞きしたい。

委員

助成金は人件費に使ってはいけないものばかりである。事業をするところはいいが、コアになる部分のお金は自分たちの持ち出しになってしまう。

委員

今までは持ち出してもやりたかった層がいるということだが、第2世代は、どうか。男女共同参画をやりたがっている人たちがいるのか。

事務局

当センターでやっていること、例えば女性リーダー養成講座も色々な地域の方に来ていただいて、そういうところからグループが立ち上がっていけばいいなと思っているが、グループとしてやっていくには資金はどうするかという事も含めて色々な課題があることは認識している。センターとしては種まきのこととして、いろいろなテーマでやらせていただいている。実際に、ここで出会った方同士で小さなグループを作ったり集まったりしつつありますよというお声を聴いて、すごくうれしいなと思うが、継続していく場合には、このセンターは広域を対象にしていることもあって、団体育成を広域のセンターがやっていくことは難しいところがあると思っている。

新しい世代の地域活動やNPO活動をされている方々に何らかの可能性を考えていくきっかけを提供していこうということで、フェスティバルの講演会で、クラウドファンディングをやっている米良さんをお招きしたり、今年度もN女の研究をテーマに本を書かれた中村安希さんに来ていただく。若い人達でこういったことに関心のある人たちにどういうふうになれば継続的にそれを仕事にしながら働いていけるのかということと一緒に模索しようということで、今回もフェス

ティバルの講演会のタイトルが模索となった。芽はあると思っているが立ち上げの支援まではいっていない。情報提供に留まっている。

委員

今度、「障害と女性」の講座を実施すると思うが、障害年金の相談のコーナーを設けていただいて相談できるといいのではないかと思う。

事務局

「障害と女性」に関わる方の中には、親の関係で障害者手帳を持っていなかったり、年金を申請すれば使える方が申請に至っていなかったりという場合もあると思う。こういう講座は話を聞くだけになってしまいがちなので、ちょっとした相談会というか、話をしたりセンターのほかの事業につながるきっかけを作っていければと思う。

委員

多様な事業をされているということを学ばせていただいたが、女性センターの理念や事業を大学の中で女子学生に対して何か展開できないかと思った。県内の女子高、女子大で、学生に対しての身近な相談とか気軽にオープンな形で何か展開できないかなと思った。

また、リテラシーという所の部分で国籍を超えた学び直し、基礎教育というか、公民館で大学生が中学生に教えあっているところがあるが、そういう活動を視野に入れていくといいかなと思った。

委員

女子学生はネットやラインでみんなと繋がっているように見えて、誰にも助けを求めない。ソーシャルサポート、社会支援を全く知らないとか変な現象がある。相談窓口の小さいカードなどもトイレに置いてあるが、なかなか繋がらないし、紹介してもなかなか電話をかけない。女子学生に対して何かやりたいと思う。

委員

情報ライブラリーでマタニティハラスメントに関してのDVDを探したがなかった。学生は働く前からマタニティハラスメントの知識を持ち、産んでも働き続けることの理解をしておいた方がいいので、ぜひそういう資料の充実をお願いしたい。

また、本の返却について、さいたま市内の図書館から返却できないことがネックで、大学生のディスプレイを見て借りたいと思っても、返すことを考えると躊躇してしまう。改善できればお願いしたい。

事務局

ここで借りた本をさいたま市の図書館で返却はできないが、さいたま市の図書館でセンターの本を依頼して借りていただければ、その図書館で返却もできる。

事務局

本日の意見は今後のセンター運営の参考にさせていただく。

次回は来年3月を予定している。

以上で本日の懇談会を閉会させていただく。(11:30)